

## 「動力車操縦者養成所指定基準」及び「指定動力車操縦者養成所に対する指導基準」の一部を改正する案について

### 1. 背景

鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 号）第 21 条及び軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 14 条（第 31 条において準用する場合を含む。）に基づく鉄道、軌道及び無軌条電車における動力車操縦者の運転免許に関する制度については、動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和 31 年運輸省令第 43 号）において定められており、同省令において動力車の操縦に関する講習を行う施設である動力車操縦者養成所（以下「養成所」という。）の指定の申請等について定めている。

国土交通省鉄道局においては、養成所の指定に関する基準を「動力車操縦者運転免許に関する省令の事務取扱いについて（昭和 41 年 8 月 9 日付け鉄運第 109 号）」（以下「指定基準」という。）に、養成所に対する指導方を「指定動力車操縦者養成所に対する指導基準について（昭和 44 年 5 月 21 日付け鉄運第 92 号）」（以下「指導基準」という。）に示しており、養成所における講習時間については、従来、学科講習及び技能講習ともに一定の時間数以上を標準として示してきた。

近年、保安装置や車両技術の高度化、教育用シミュレータ等の普及により、養成における教育内容及び教育方法が変化している。このため、動力車操縦者の資質の向上及び輸送の安全の確保を前提としつつ、多様な養成手法の導入等にも対応できるよう、講習時間の取扱いについて検討を行ってきた。

今般、有識者及び鉄軌道事業者による検討会における検討結果を踏まえ、新幹線の学科講習時間を在来線の講習課程と同等に整理するとともに、講習方法の工夫その他の合理的な方法により、必要な知識・技能の習得が確認できる場合には、標準時間に満たない講習時間とすることができることを明確化することとする。

### 2. 概要

(1) 指定基準（別紙 1 「動力車操縦者運転免許に関する省令の事務取扱いについて（昭和 41 年 8 月 9 日付け鉄運第 109 号）・新旧対照表」関係）

第 1 類新幹線電気車運転講習課程の学科講習時間を第 1 類甲種運転講習課程と同等とし、400 時間以上を標準とする。また、講習方法の工夫その他の合理的な方法により、必要な知識・技能をより短期間で習得することができるものと認められる場合には、標準時間未満とすることができることを明確化する（※）。

（※）現行の指定基準においても、講習時間は「標準」として示しているものであり、必ずしも当該時間数を一律に下回ることができないものとして運

用しているものではない。今回の改正は、この考え方を変更するものではなく、講習方法の工夫その他の合理的な方法により、必要な知識・技能の習得が確認できる場合には、標準時間未満とすることができることを明確化するものである。

(2) 指導基準（別紙2「指定動力車操縦者養成所に対する指導基準について（昭和44年5月21日付け鉄運第92号）・新旧対照表」関係）

学科講習の科目別講習時間数を定める別表1について、新幹線電気車運転講習課程の時間数の記載を見直し、甲種電気車運転講習課程と同等の整理とする。また、講習方法の工夫その他の合理的な方法により、必要な知識・技能をより短期間で習得することができるものと認められる場合には、標準時間未満とすることができることを明確化する（※）。

（※）（1）（※）と同様。

科目	改正前	改正後
鉄道車両	219 時間以上	119 時間以上
総計	500 時間以上	400 時間以上

### 3. 今後のスケジュール（予定）

施行：令和8年7月31日（金）